在留資格(留学VISA)について

立命館アジア太平洋大学 スチューデント・オフィス

自覚と責任を!

/ 留学ビザについて正しい理解

- ✓ 日本の入管法を理解すること
- /国内学生との違い
- 一在学年数・アルバイトの場所・時間制限など
- ✓ No visa, no fun

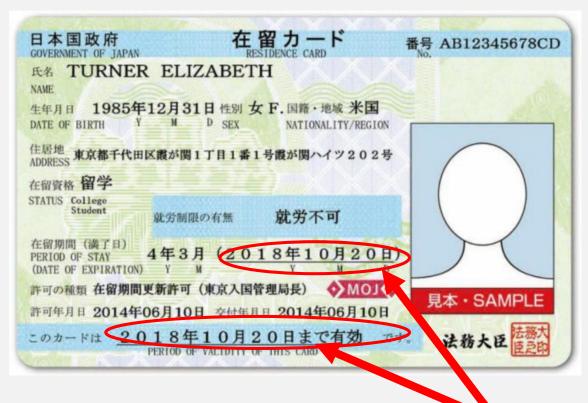
ルールを守らないと

- / ビザ更新ができない
- / 資格外活動が不許可になる

✓ 国外退去処分などが課される場合がある

在留カード

表面



あなたの在留カードの有効期限

<出入国在留管理局>

http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html

在留カードは常に携帯すること!



在留カード不携帯の場合、 20万円いかの罰金に 処せられることがあります。



在留カードの裏面には自分で書いてはいけません (住所など)

在留カードに手書きをしてしまった場合、そのカードは無効となり、入国管理局で再発行手続きが必要となります。

パスポートについて

- ✓ <u>在留カード</u>を所持していれば、パスポートの携帯義務はありません。
 安全な場所に保管してください。
- ✓ 紛失や期限更新などでパスポートを申請するときは、 自国の在日領事館などで申請してください。
- ✓ パスポートは早めに更新してください。
- ✓ 留学ビザとパスポートの期限が近いときは、スチューデント・オフィスに 相談してください。

出入国時の注意

regional immigration bureau, is valid)

【再入国出入国記録EDカード】出国場所(例:空港など)で入手できます

国)	再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT (ARRIVAL)	再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ① 【 DEPARTURE 】
	氏 名 Family Name	
i l	Name Given Names	Name Given Names
1	世年月日 Dayla Monthi,月 Year年 航空機優多・総名 Last flight No.7Ve sall 以下の質問について、該当するものに図を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your	生年月日 Dayel Month月 Year年 主な波航先国名 Date of Birth Destination 航空機径4・約名 Flight No. Vessel 出国予定期間 out of Japan out of Japan out of Japan out of Japan 1年起2年以内 Out on part of part o
	signature. (For special permanent resident, please put your signature only.) 1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか? Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country?	次のいずれかに図を記入してくたさい。Please check either one of the boxes below.
	2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい刺等の規制薬物又は 鉄砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか? Do you presently have in your possession narcotics, marijuana opium, stimulanta or other controlled substance, swords, explosives or other such items?	I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid. (地方入国管理官署で再入国許可を受けており、その有效期間内二再入国予定のない方は、之して下さい。) (Check the bod 7 you do not plan to re-enter Japan while your re-emby permit, which you have obtained at a
	以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate. 署名 Signature	regional immigration bureau, is valid) 署名 Signature
	官用欄 Official Use Only	/ 官用欄 Official Use Only
*CARD(2)		
_	Please check ☑ either one	e of the boxes below without fail
		of the boxes below without fail
	wish to re-enter Japan.	
	wish to re-enter Japan. ✓ 1. 一時的な出国であり,	再入国する予定です。
	wish to re-enter Japan. 1 . 一時的な出国であり、 I am leaving Japan temporari	再入国する予定です。 ly and will return.
	wish to re-enter Japan. 1 . 一時的な出国であり、 I am leaving Japan temporari have been granted "re-entry	再入国する予定です。 ly and will return. permission",which still has some time
	wish to re-enter Japan. 1. 一時的な出国であり、 I am leaving Japan temporari have been granted "re-entry aining on it, and do not plan	再入国する予定です。 ly and will return. permission",which still has some time to re-enter Japan within the valid period
	wish to re-enter Japan. 1. 一時的な出国であり、 I am leaving Japan temporari have been granted "re-entry aining on it, and do not plan 2. 「再入国許可」の有效	再入国する予定です。 ly and will return. permission",which still has some time to re-enter Japan within the valid period i期間内に再入国の予定はありません。
v	vish to re-enter Japan. 1. 一時的な出国であり、 I am leaving Japan temporari nave been granted "re-entry tining on it, and do not plan 2. 「再入国許可」の有效 I do not plan to re-enter Japan	再入国する予定です。 ly and will return. permission",which still has some time to re-enter Japan within the valid period

一時出国や海外旅行 などで日本を一時的 に離れる時は空港の 出国審査で再入国を 申請してください。

Please check

✓ one of the intended periods out of Japan without

fail.

アルバイトについて

- アルバイトをするための条件
- ① 資格外活動許可を得ていること
- ② APUに在籍中であること (休学中、退学後は×)

在留カード



アルバイトについて

資格外活動で認められている就労時間:

授業がある期間中:

1日8時間以内かつ1週間28時間以内

長期休暇中:

1日8時間以内かつ1週間40時間以内

アルバイトについて

就労できない業種

資格外活動許可を得ていても、下記業種では就労できません (掃除、皿洗いなども不可)。

- ●風俗営業店
- ●アルコールをメインに提供する店、客の接待をして飲食させる店 (バー、スナック、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等)
- ●マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター
- ●商品の代理購入業
- ●マルチ商法に関するアルバイト

こんな場合は不法就労になります!

下記①~④は不法就労となり、入管法に基づき国外退去処分(退去後5年間は日本に入国不可)となります。

- ① 有効な資格外活動許可を持たずに就労した場合
- ② APUに在学していないのにアルバイトをした場合 (休学中、退学後)
- ③ 許可された時間を超えて就労した場合
- 4 風俗関連業など、許可されていない業種で就労した場合

資格外活動許可の申請

- アルバイトセンターのホームページより申請書をダウンロード
- 2. スチューデント・オフィスに提出
- 3. 詳細は学生ハンドブックを確認すること
- 4. 手続きには約3週間がかかる
- 5. 資格外活動許可の有効期間=在留期限

マイナンバー制度について

「マイナンバー」制度により、

あなたがいつ・どこで働いたかが簡単に分かります。 あなたのアルバイト活動が"法律違反"と認定され ると、国外退去処分など大変な不利益を受けること になります。

マイナンバー制度について

マイナンバーを受け取っていないと アルバイトができない、 海外送金・受領ができないなど、 あなたにとって不利益が発生します。



単位修得が大事です!

- / 単位の修得が少ないと
 - =留学ビザの更新ができません
- / 留学ビザの更新ができないということは
 - =APUで勉強することができないということ
- ✓勉強するために大学に入学したということを 忘れないでください。

まずは単位修得を!

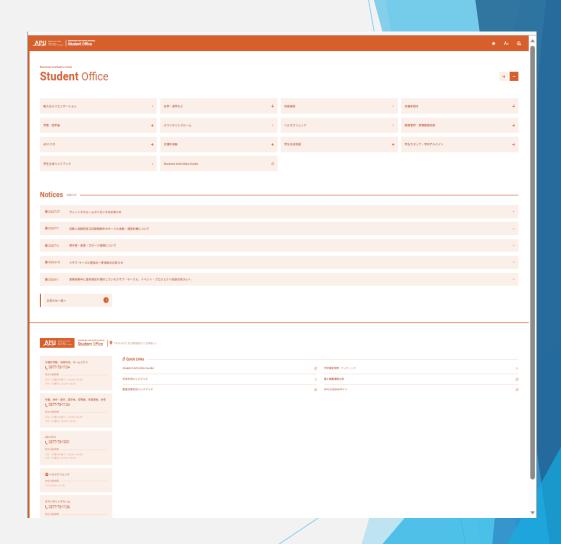
- 留学ビザの目的は、日本での勉強。
- 卒業前に、長期間APUを離れることができるのは、 卒業に必要な単位を修得していない場合のみ。
- "3カ月"以上授業に出席していない場合はビザの取消対象になる。
- "3カ月"には、長期休暇も含まれる。
- どうしても長期間APUを離れることを希望する場合は、 スチューデント・オフィスに相談すること。

オフィスからの連絡にはすぐに返信を!



最後に

スチューデント・オフィスの ホームページ、 学生ハンドブック をよく読んでください!





We hope you will have a wonderful life at APU! From the

APU Student Office